

養老整形外科クリニック（訪問リハビリテーション）運営規程

最終改定 令和7年6月1日

（趣旨）

第1条 この規程は、医療法人光秀会が開設する養老整形外科クリニック（以下「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

（運営の方針）

第2条 養老整形外科クリニック（以下「訪問リハ」という。）が行う事業は、在宅療養者の生活の質の確保に資する見地から、心身の機能が低下した状態にある在宅の者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 前項に規定する事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、保健、医療又は福祉サービスとの密接な連携に努めるものとする。

（職員）

第3条 訪問リハに次の職員を置く。

- (1) 管理者 1人(常勤兼務)
- (2) 理学療法士 3人(常勤兼務)
- (3) 作業療法士 1人(非常勤)

2 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、訪問リハの運営に係る事務を総括する。
- (2) 理学療法士は、指定訪問リハビリテーションに係るリハビリテーションを実施し、その結果の記録及び報告を行う。

3 第1項に定める者（以下「理学療法士等」という。）は、指定訪問リハビリテーションの業務に従事するときは、職員証を常時携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

4 事業所の所在地は岐阜県養老郡養老町大跡534番地に置く。

（業務日及び業務時間）

第4条 営業日は月曜日から土曜日とする。

但し、12月31日から1月3日まで、8月13日から8月15日まで、国民の祝日を除く。

2 営業時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、木曜日・土曜日は午前9時から午前12時までとする。

(指定訪問リハビリ等の提供方法)

第 5 条 理学療法士等は、指定訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、主治医との密接な連携を図るとともに、居宅介護支援事業者、その他保健サービス又は福祉サービスを提供する担当者との連携を図るものとする。

(指定訪問リハビリテーションの内容)

第 6 条 指定訪問リハビリテーションの内容は、リハビリテーションである。
2 前項に定める指定訪問リハビリテーションについては、そのサービスを受けている者(以下「利用者」という。)ごとに訪問リハビリテーション実施計画を作成し、当該計画書により実施するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の訪問リハビリテーション等の実施地域は、養老町とする。

(利用料)

第 8 条 利用料は、基本利用料及びその他利用料とし、利用者から徴収する。

2 その他利用料は、交通費及び利用者負担金とする。

3 利用料の額は、次のとおりとする。

(1) 基本利用料 法令に基づき厚生労働大臣が定める額(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の適用を受ける指定居宅サービスによる訪問リハビリテーションサービス(以下「介護保険法による訪問リハビリテーションサービス」という。)を行う場合、法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。

(2) 健康保険法施行規則(大正 15 年厚生省令第 36 号)第 47 条の 12 及び老人保健法第 46 条の 5 の 2 第 2 項に規定する基本利用料。

(3) その他利用料

ア 交通費 第 7 条に定めた通常の指定訪問リハビリ等の実施地域以外に居住する利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に係る理学療法士等の派遣に要する交通費

(ア) 交通機関を利用の場合 実費

(イ) 自動車を利用の場合 500 円(1 回の訪問につき)

イ 複写料 サービス提供実施記録等を複写した場合 A 4 サイズ 1 枚 10 円

(苦情処理)

第 9 条 訪問リハは、提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 10 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
 - 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待について)

- 第 11 条 利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努めます。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 12 条 管理者は、理学療法士等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後 1 箇月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回
- 2 職員は、個人情報保護法（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に則り、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとし、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持しなければならない。
 - 3 事業所は、サービス担当者会議等において利用者およびその家族の個人情報を用いる場合には、当該利用者およびその家族の同意を予め文書により得ておくものとする。

- 第 13 条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は、随時定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。